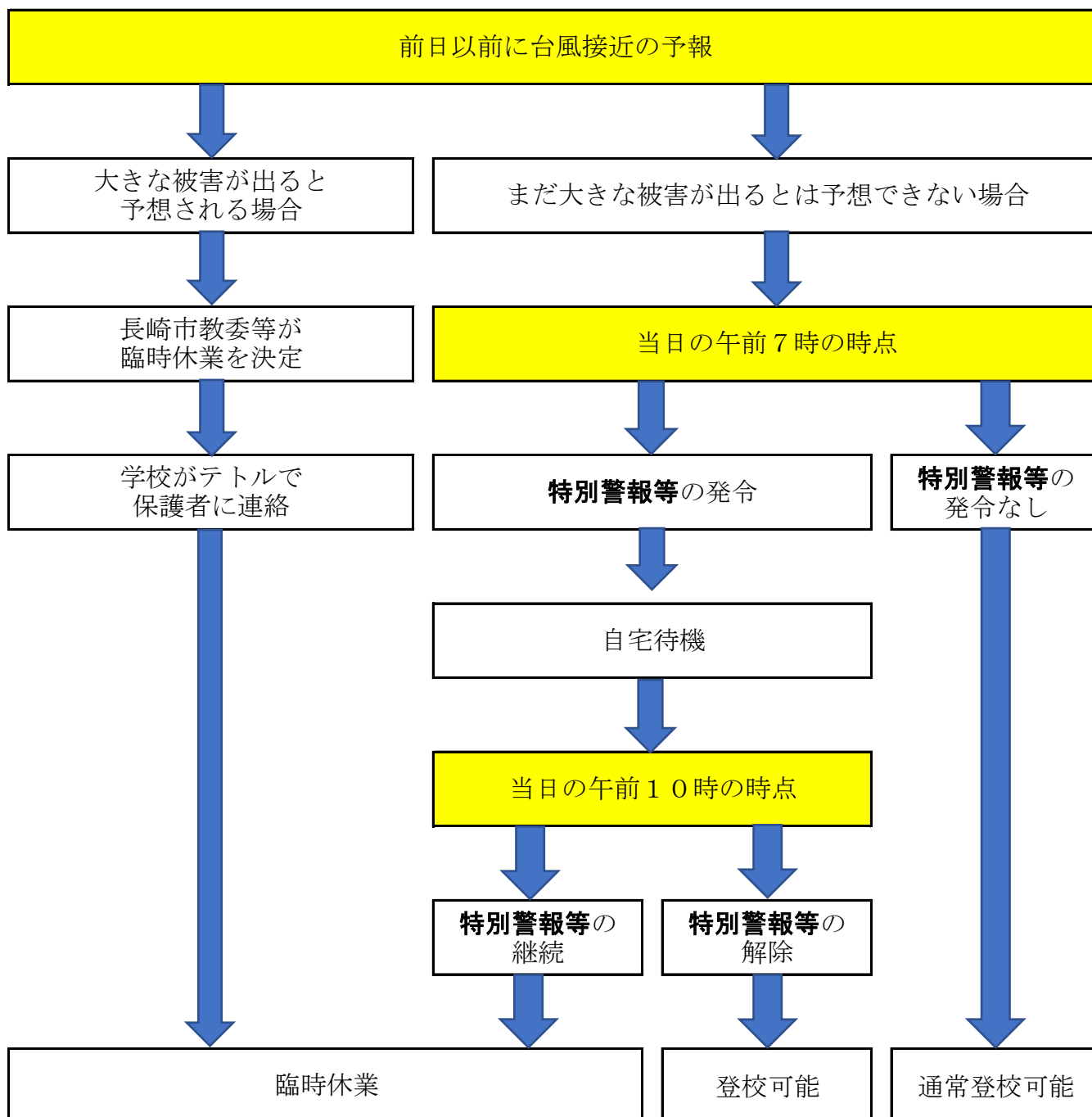


本紙における「特別警報等」とは

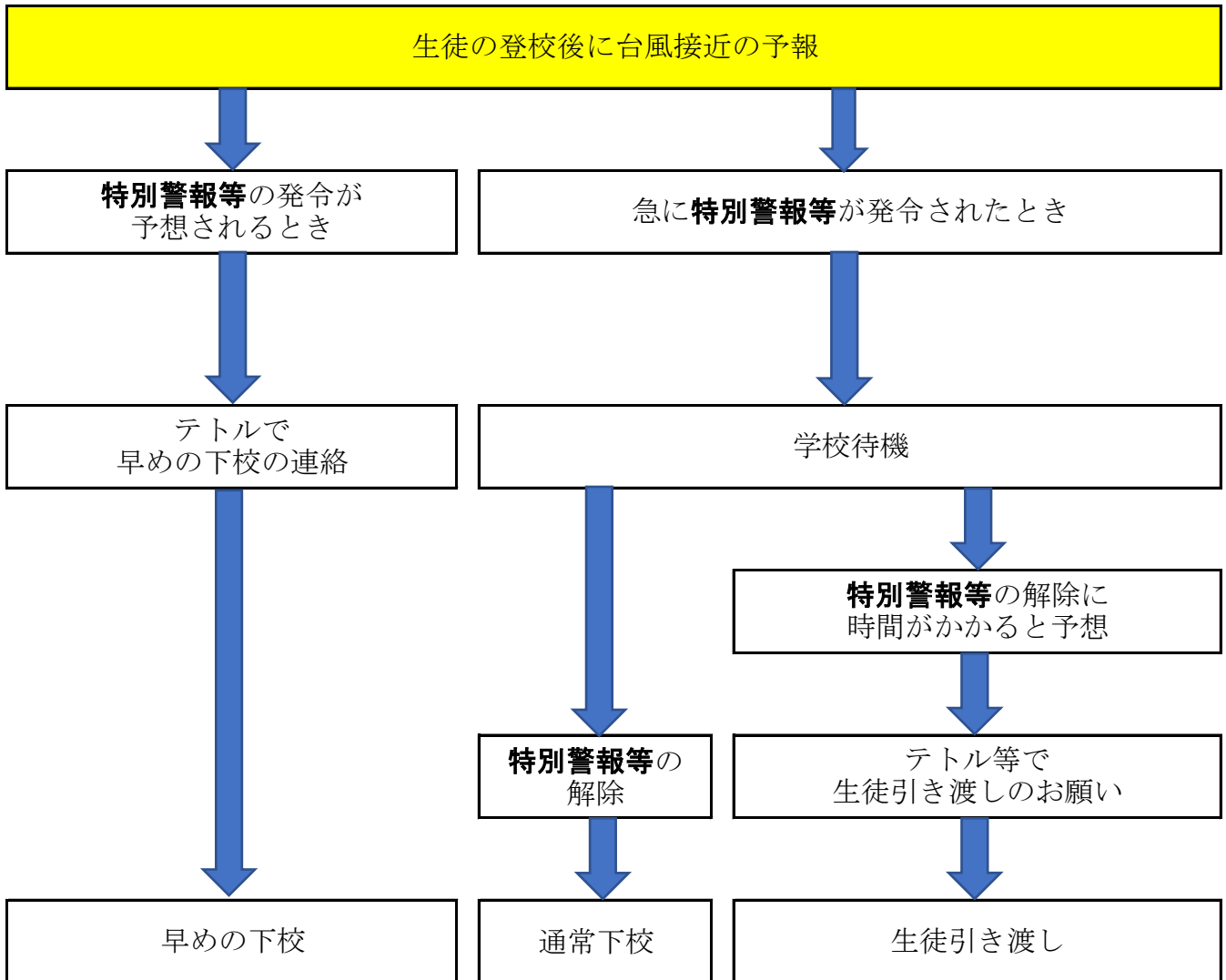
- ①長崎市が警戒レベル4「避難指示」や警戒レベル5「緊急安全確保」を発令した場合
 - ②気象台が警戒レベル4相当や警戒レベル5相当を発令した場合
 - ③気象台が「特別警報」を発令した場合
 - ④気象台が台風接近に伴い「警報」を発令した場合
- * 台風接近時ではない「警報」は「特別警報等」には含めません。

〈対応の流れ1〉



- ①紛らわしい天気の場合は、テトルやホームページで連絡します。
- ②警報等が発令されていない場合でも、通学が困難な状況にある生徒については、自宅待機とするか、保護者と一緒に登校してください。
- ③登校可能な場合も、安全確保のため自宅待機や遅れての登校でも構いません。学校への連絡をお願いします。

〈対応の流れ2〉



* 以上の対応を原則としますが、状況により臨機応変の対応を取ることもあります。